



ときわ球場

使用される方は 次のことを守ってください

- ・野球場内では他の人の迷惑になる行動はしない。
- ・施設や備品は大切に使いましょう。もし施設や備品を壊したときなどは早急に教育委員会に申し出てください。
- ・使用許可を受けた施設以外のものは使用しない。
- ・備品を球場外に持ち出さない。
- ・所定の場所以外での飲食や喫煙はしない。
- ・野球場内に可燃物など危険物を持ち込まない。
- ・教育委員会の許可なく物品の販売をしない。



グラウト、照明灯6基(1基にメタルハライドランプ10個、高圧ナトリウムランプ6個使用。鋼管の高さ19m)

施設の利用に当たって

町民の心身の健全な発達とスポーツ活動の普及振興を図る目的で安平町の野球場は設置されています。

施設を利用しようとする方はあらかじめ教育委員会に申請し許可を受けなければなりません。

許可を受けた事項の取り消しや変更も同様です。



また、教育委員会では使用者側に不正があつた場合や公益上必要と認められたときにも使用を制限します。使用した施設等は原状に復することになっていきます。

問合せ 教育委員会生涯学習課 ☎ 2083

安平町野球場

名称	位置	使用期間	使用時間
安平町柏が丘球場	安平町追分柏が丘 49 番地	4月下旬から	8時から
安平町ときわ球場	安平町早来北進 105 番地 5	10月下旬まで	21時まで

※使用期間及び使用時間は、教育委員会が必要と認めたときは変更することがあります。

使用料

施設名	区分	使用単位	町内		町外	
			一般 (高校生以上)	子ども (中学生以下)	一般 (高校生以上)	子ども (中学生以下)
安平町柏が丘 球場	野球場使用料	1時間	600円	200円	600円	200円
	夜間照明灯使用料	1時間	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円
安平町ときわ 球場	野球場使用料	3時間	無料	無料	2,000円	2,000円
	夜間照明灯使用料	30分	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円

「町内」とは、使用責任者またはチームの所在が安平町内にあるもの。「町外」とは、それ以外のもの。条例に基づき、使用料を減額免除できる場合があります。詳細は教育委員会までお問合せください。